

## 自主第2号様式記載の手引

- 1 この計算書は、地方税法第72条の14第1項ただし書に該当し、山口県に主たる事務所又は事業所を有する医療法人等(公益法人等及び人格のない社団を含む。)が、確定申告書又は修正申告書に添付して貸借対照表、損益計算書、収入金明細書及び法人税法施行規則様式別表4(写)と共に提出してください。  
ただし、社会保険医療分の所得とその他の所得を区分して計算している医療法人等及び法人税の申告において租税特別措置法第67条(社会保険診療報酬の所得計算の特例)第1項の規定の適用を受ける医療法人等は、提出を要しません。  
なお、特例適用法人は、地方税法施行規則第6号様式別表5の備考欄にその旨を記載するとともに所得の区分計算の明細書を提出してください。
- 2 ①の金額欄には、地方税法施行規則第6号様式別表5の再仮計⑩の欄の額を記載してください。
- 3 ②の金額欄には、次の土地等の譲渡所得を記載してください。  
総所得金額の計算上益金又は損金の額として計算した土地(建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。)の譲渡益若しくは売却益又は譲渡損若しくは売却損の額(以下「土地等の譲渡益」という。)がある場合は、土地等の譲渡に要した経費を控除した後の譲渡所得等を記載してください。ただし、土地等の譲渡益には、法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮損の損金算入)又は租税特別措置法第3章第6節(資産の譲渡の場合の課税の特例)の規定により損金の額に算入した部分の金額は含めないでください。  
なお、土地等の譲渡経費は次のものをいい、譲渡した資産の維持管理に要した修繕費、保有期間中の負債の利子その他の費用は含まれません。  
ア 仲介手数料                      イ 譲渡のために行った測量費用                      ウ 借家人に支払った立退料  
エ 土地等を譲渡するために資産を取り壊し、除却等をしたことにより生じた損失の額
- ※ 有価証券に係る譲渡所得金額もこれに加えてください。
- 4 ③の金額欄には、医療保健業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を併せて行っている法人が、その他の事業の所得金額を記載してください。その他の事業の所得を明確に区分できない場合は、その他の事業の所得金額計算書(自主第2号様式附表)によって計算してください。
- 5 ⑧の金額欄には、地方税法施行規則第6号様式別表9~11の添付を要する法人が、課税所得金額の前7年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 6 医療保健業の総収入金額とは、当該事業年度の所得の算定上、益金の額として経理したもののうち、収入金額の合計金額をいうものです。  
したがって、各種引当金及び準備金の益金算入額は収入金額に含めず、損金経理した貸倒金はいずれの場合も収入金額から減算しません。  
また、土地等の譲渡益に係る所得金額及びその他の事業に係る所得金額は別途計算するので、これらに係る収入金額も医療保健業の総収入金額に含めません。
- 7 「社会保険医療分の収入金額」欄には、地方税法第72条の14第1項ただし書の健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について支払いを受けるべき次の金額を法律ごとに記載してください。  
ア 保険者から支払いを受けるべき金額  
イ 被保険者から支払いを受ける一部負担金又は初診料に相当する金額  
ウ 被保険者から支払いを受ける被扶養者の医療等の費用のうち、家族療養費に相当する金額等
- 8 ⑪欄の「損害保険等」とは、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額として収入すべき金額をいいます。
- 9 ⑫の金額欄には、学校又は事業所等の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑬の金額欄には、⑩、⑪及び⑫以外の医療等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 11 ⑮の金額欄には、健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る食事療養費(本人負担分を含む。)以外に患者から別途食事代として収入すべき金額を記載してください。
- 12 ⑰の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 13 ⑱の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 14 ⑳欄の金額欄には、当期中に収入した所得税法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)第1号及び第2号の利子等及び配当等の額(所得税額控除前の額)を記載してください。この場合、法人税法第23条(受取配当金の益金不算入)の規定により益金に算入されない部分の金額は含めません。
- 15 ㉑欄の「付帯事業収入」とは、医療保健業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので、医療保健業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。「その他雑収入」とは、⑩から㉑、㉒のいずれにも該当せず、「付帯事業収入」にも該当しないすべての収入金額をいいます。この場合、国税又は地方税に係る還付金・充当金及び過誤納金の額(還付(充当)加算金額を除く。)、簿価程度の対価で売り払われた償却資産の売却収入金額、益金の額として計算した購入棚卸資産に係る仕入割戻しの額、従業員の家賃、寮等の使用料収入金額及び食事代収入金額、職員生命保険解約返戻金その他これに類する返戻金並びに医療保健業とその他の事業を併せて行う法人のこれらの事業に係る共通収入金額で区分できないものはこれに含めません。
- 16 法人税法施行規則様式別表4で加算又は減算した収入金額は、損益計算書の各科目ごとの収入金額にそれぞれ加算又は減算してください。  
なお、法人税の更正、決定により加算又は減算された収入金額についても同様に計算してください。